

# 兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第12号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程 .....	1

## 企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

### 兵庫県企業庁管理規程第2号

#### 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の表立地推進課の項中「立地推進課」を「企業誘致課」に、「立地政策班 企業誘致班」を「企業誘致班」に改め、同表分譲推進課の項中「三田・潮芦屋分譲班 播磨分譲班」を「分譲企画班 宅地分譲班」に改め、同表地域整備課の項中「地域整備課」を「地域整備振興課」に改める。

第5条中第36号を削り、第37号を第36号とする。

第5条の3第3号中「企業資産運用事業」の右に「の太陽光発電施設」を加え、「太陽光発電施設に関する事務に限る」を「他の所掌に属するものを除く」に改める。

第6条及び第6条の2を次のように改める。

(企業誘致課の分掌事務)

第6条 企業誘致課においては、企業誘致及び土地分譲に関する事務をつかさどる(産業用地に関する事務に限る。)

(分譲推進課の分掌事務)

第6条の2 分譲推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土地分譲の総括に関すること。
- (2) 土地分譲に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

第6条の3(見出しを含む。)中「地域整備課」を「地域整備振興課」に改め、同条第1号中「地域整備事業」の右に「及び地域創生整備事業」を、「こと(」の右に「淡路夢舞台、青野運動公苑、」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「企業資産運用事業」の右に「の太陽光発電施設」を加え、「(太陽光発電施設に関する事務に限る。)」を削り、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 土地の管理及び処分(分譲事務を除く。)に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

第10条第1号中「旧滝野町の区域における北摂広域水道事務所から西脇市へ送水するための施設の整備及び管理並びに」を削り、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町における水道用水供給事業に関すること(土木工事の設計及び工事の監督に関する事務に限る。)

第11条第5号中「平荘ダム及び権現ダム」を「東播磨地区」に改める。

第12条第1号中「旧滝野町の区域における北摂広域水道事務所から西脇市へ送水するための施設の整備及び管理並びに」を削る。

第13条第1号中「、小野市場地区」を削り、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 小野市場地区における地域創生整備事業に関すること。

第21条の表課長の項の次に次のように加える。

地域整備専門員	上司の命を受け、地域整備に関する事務その他の担当事務を処理する。
---------	----------------------------------

(企業庁処務規程の一部改正)

第2条 企業庁処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第25号、第5条第13号イ、第6条第2項第16号イ中「兵庫県地域整備事業」の右に「及び兵庫県地域創生整備事業」を加える。

(企業庁地方機関処務規程の一部改正)

第3条 企業庁地方機関処務規程(昭和51年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第18号中「地域整備事業」の右に「及び地域創生整備事業」を加える。

(企業庁本庁文書管理規程の一部改正)

第4条 企業庁本庁文書管理規程(昭和61年兵庫県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項第4号の表立地推進課の項中「立地推進課」を「企業誘致課」に、「企立推」を「企誘」に改め、同表地域整備課の項中「地域整備課」を「地域整備振興課」に改める。

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第5条 企業庁財産評価審査会規程(昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

別表中「立地推進課長」を「企業誘致課長」に、「地域整備課長」を「地域整備振興課長」に、「地域整備課新産業団地整備参事」を「地域整備振興課新産業団地整備参事」に改める。

(企業庁公有財産取扱規程の一部改正)

第6条 企業庁公有財産取扱規程(昭和56年兵庫県企業庁管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「立地推進課」を「企業誘致課」に、「地域整備課」を「地域整備振興課」に改める。

別表第4中地域整備事業の項中「、小野市場」を削り、同表に次のように加える。

地域創生整備事業	小野市場
----------	------

附 則

この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。